

## 公募型見積合わせの執行について

公募型見積合わせを次の通り行うので公告する。

令和7年1月27日

桶川市長 小野 克典

### 自動販売機設置場所の貸付けに係る事業者募集要項

桶川市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき、市の公共施設内に設置する飲料水の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を以下のとおり公募型見積合わせ（以下「公募」という。）によって決定する。

#### 1 目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び市民サービスの向上を目的とする。

#### 2 決定方法

市が定める予定貸付料率以上で最高の割合の貸付料率をもって有効な見積りを行った者を自動販売機の設置予定業者として決定する。

#### 3 募集事項等

##### (1) 貸付場所及び面積等

今回募集を行うのは、次に示す2箇所（計2台分）とする。

| No | 貸付場所                      | 貸付箇所              | 貸付面積<br>(幅 m×奥行 m×高さ m)                     | 設置台数・配置              |
|----|---------------------------|-------------------|---------------------------------------------|----------------------|
| 1  | 桶川市役所庁舎（桶川市<br>泉一丁目3番28号） | 2階自動販売機<br>設置スペース | 1.125 m <sup>2</sup><br>(1.25m×0.90m×2.00m) | 1台・物件位置図<br>(1) のとおり |
| 2  |                           | 5階自動販売機<br>設置スペース | 1.125 m <sup>2</sup><br>(1.25m×0.90m×2.00m) | 1台・物件位置図<br>(2) のとおり |

※ 貸付面積には、回収ボックス設置部分は含まない。

##### (2) 用途

自動販売機を設置するために使用し、他の目的に使用してはならない。

##### (3) 賃貸借期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（36 か月）

※ 賃貸借期間の更新はしない。

#### 4 設置する自動販売機の規格等

「自動販売機設置場所の貸付けに係る仕様書」2 設置する自動販売機の規格に示す基準を満たすこと。

#### 5 販売商品及び販売価格

##### (1) 販売商品

販売商品については、次のとおりとする。

ア 清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

イ 缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

ウ 販売商品の構成に、ミネラルウォーターを含むこと。

##### (2) 販売価格

ア 標準販売価格（定価）もしくはそれ以下の価格とする。

イ 設置事業者の判断により、割引を行う場合は、割引額及び販売価格は 10 円単位とすること。

#### 6 貸付料等

##### (1) 貸付料及びその支払い方法について

###### ① 貸付料（2 台分）

次の算式により求めた金額を 1 か月の貸付料とする。

貸 付 料 = 基 本 料 + 変 動 分 + 電気使用料 + 消 費 税

※ 基 本 料 = 5,000 円（月額 2,500 円 × 2 台分）

※ 変 動 分 = 1 か月の売上金額（税込） × 貸付料率

※ 電気使用料 = 設置した自動販売機が使用した分

※ 消 費 税 = 基本料、変動分及び電気使用料に係るもの

※ 1 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

###### ② 電気使用料

電気使用料の計算方法は子メーター（既設）の表示から算出した自動販売機の電気使用量に、施設の電気使用料の単価（施設の電気使用料を施設の電気使用量で除した値）を乗じて得た額とする。

###### ③ 支払い方法

貸付料については、年 2 回払いとし、4 月から 9 月分を前期分として、10 月から翌年 3 月分を後期分として、市が発行する納入通知書により指定期日まで納付すること。納付期限の目安は納入通知書の発行日から 2 週間とする。

(2) 設置費等

自動販売機の設置、維持管理、交換、移動、撤去及び安全対策並びに保健所等への届出に要する費用は、設置事業者が負担する。

(3) その他

ア 賃貸借期間に1月未満の端数日が生じた場合の貸付料は、日割計算により算出して得た額とする。

イ 貸付料については、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、改正後の税率にて算出するものとする。

ウ 市の定める納入期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金を徴収する。

7 売上本数の報告

設置事業者は、毎月1日から月末までの自動販売機の売上本数及び売上額をまとめ、各年度の4月から9月までの分を前期分として10月15日までに、10月から翌年3月までの分を後期分として翌年4月15日までに報告すること。

8 その他参考条件

① 既設置物件について

販売実績（単位：本）

| 売上期     |     | No.1  | No2   |
|---------|-----|-------|-------|
| 2022 年度 | 上半期 | 5,559 | 1,416 |
|         | 下半期 | 4,337 | 1,029 |
| 2023 年度 | 上半期 | 5,712 | 1,207 |
|         | 下半期 | 5,765 | 1,578 |
| 2024 年度 | 上半期 | 7,509 | 1,564 |

電気使用料実績（単位：円）

| 売上期     |     | No.1   | No2    |
|---------|-----|--------|--------|
| 2022 年度 | 上半期 | 12,152 | 12,153 |
|         | 下半期 | 16,662 | 24,883 |
| 2023 年度 | 上半期 | 10,789 | 10,755 |
|         | 下半期 | 12,995 | 14,351 |
| 2024 年度 | 上半期 | 12,951 | 12,433 |

② その他

ア 開庁日及び開庁時間は、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く7時00分から18時00分まで（ただし、土曜日は、一部窓口のみの開庁）

イ 5階は、議場、議会事務局執務室、眺望スペース等の設置フロアとなる。

## 9 応募資格等

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を 3 年以上有すること。
- (3) 公募公告の日から過去 2 年以内に自らが管理及び運営する自動販売機を国の機関又は地方公共団体の庁舎等（庁舎、その他の建物及びその付帯施設並びにこれらの敷地）に設置した実績を有すること。
- (4) 法令等の規定により許認可等を要する物品を販売する場合は、当該許認可等を有していること。
- (5) 本店、支店又は営業所が埼玉県内にあること。
- (6) 共同企業体でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 公募公告の日から見積書の開封までの期間に、桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 公募公告の日から見積書の開封までの期間に、桶川市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (10) 公衆の安全及び公共の福祉を脅かすおそれのある団体ではないこと。
- (11) 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）について滞納をしていないこと。なお、桶川市内に本店、支店、営業所等の事業所を有する者にあつては、桶川市の法人市民税について滞納をしていないこと。

## 10 公募に関する諸注意

- (1) 契約は公募参加者名で行うため、見積りについては、契約権限のある者が行うこと。
- (2) 公募に参加する者の数が 1 者であっても公募を執行する。
- (3) 公募に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 提出した見積書は、理由の如何を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 11 公募参加の手続

公募参加を希望する者は、公募参加手続に係る提出書類を申込書提出期間内に提出場所まで直接持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 公募参加手続に係る提出書類



|   | 提出書類                 |
|---|----------------------|
| ア | 公募参加申込書（様式第 1 号）     |
| イ | 誓約書（様式第 2 号）         |
| ウ | 委任状（様式第 3 号）※必要な場合のみ |

※ 公募参加申請、桶川市との契約、代金の支払い等の権限の一切を支店・事務所等に委任する場合のみ、委任状を提出すること。契約締結等の事務に関することを担当者に行わせる場合、委任状は不要です。

## (2) 公募参加申込書等の提出期間

直接持参の場合：令和 7 年 1 月 2 7 日（月）から令和 7 年 2 月 7 日（金）までの  
9 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分、1 3 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分の間  
（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）

郵送の場合：令和 7 年 1 月 2 7 日（月）から令和 7 年 2 月 7 日（金）まで  
【期間内必着】

## (3) 提出場所

桶川市 総務部 契約管財課 契約・管財係（桶川市役所庁舎 4 階）

〒363-8501 桶川市泉一丁目 3 番 28 号

電話：048-786-3211（代）

## (4) 提出方法

提出期間内に、提出場所に直接持参又は郵送とする（電話、FAX、インターネットによる受付は行わない。）。

※ 直接持参する場合は、持参する日時を、郵送の場合は、郵送した旨について、事前に電話で知らせること。

# 1 2 質問及び回答

公募参加者は、本件公募に関し質問又は疑問がある場合は、次の方法により質問するものとする。

## (1) 質問の方法

質問は、質問書（様式第 4 号）に必要事項を入力し、令和 7 年 1 月 2 7 日（月）から令和 7 年 2 月 3 日（月）16 時 0 0 分までに、FAX 又は電子メールにて問い合わせをすること。

※ 受付期間以外の質問及び指定する方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、事務手続に関する質問はこの限りではない。

## (2) 提出先

桶川市 総務部 契約管財課 契約・管財係

FAX 番号：048-786-9866

Eメール：[keiyaku@city.okegawa.lg.jp](mailto:keiyaku@city.okegawa.lg.jp)

※ F A X又は電子メール送信後、必ず電話にて到着を確認すること。

(3) 質問への回答

すべての質問事項及び回答をまとめ、令和7年2月5日（水）16時00分（予定）に市のホームページに掲載する。

1 3 見積書の提出等

見積書の提出期間内に桶川郵便局（桶川郵便局留）に到着するよう、書留又は簡易書留により郵送すること。

(1) 見積書の提出期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月19日（水）まで

郵送された封筒に、到着期限日の郵便局の受領時間帯表示があるものは有効として取り扱う。

(2) 提出方法

ア 見積書（様式第5号）の提出は、書留又は簡易書留による郵送のみとし、桶川郵便局留とする。郵便局留による郵送は一定期間経過後、差出人に返送されることとなるため、必ず見積書の提出期間内に桶川郵便局に到着するように郵送すること。

イ 見積書（様式第5号）を入れる封筒については、別紙「見積書郵送概要」に従うこと。

(3) 提出先

〒363-8799

桶川郵便局留 桶川市役所 総務部契約管財課宛て

1 4 見積書（様式第5号）の記入

見積書（様式第5号）に記載する貸付料率は次のとおりとする。

(1) 1か月の売上金額（税込）に乘じる貸付料率とする。

(2) 貸付料率はパーセント（小数点第2位まで）とする。

1 5 公募の辞退

(1) 見積書の提出前の辞退

公募参加者は、見積書の提出前は、いつでも公募を辞退することができる。なお、公募を辞退するときは、見積書の提出期間内に、公募辞退届（様式第6号）を持参又は郵送（郵送については見積書の提出期間内に到着するものに限る。）により桶川市総務部契約管財課宛てに提出するものとする。

(2) 見積書の提出後の辞退

見積書の提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開封前まで公募を辞退することができる。なお、公募を辞退するときは、開封前までに、公募辞退届（様式第6号）

を持参又は郵送（郵送については見積書の開封日の前日までに到着したものに限る。）により桶川市総務部契約管財課宛てに提出するものとする。ただし、公募執行者は、見積書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認めないときは、公募辞退届を受理しないものとする。

## 16 見積書の開封

### (1) 見積書の開封の日時及び場所

令和7年2月21日（金） 11時00分

桶川市役所庁舎4階 会議室402（桶川市泉一丁目3番28号）

### (2) 開封

- ア 公募参加者又はその代理人は、見積書の開封に立ち会うことができる。
- イ 見積書の開封に立ち会うことができる者の数は、1業者1人とする。
- ウ 公募参加者又はその代理人が立ち会わない場合には、公募事務に関係のない職員を立ち会わせて開封を行う。
- エ 見積合わせの回数は1回とする。

## 17 公募及び見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- ア 「見積書郵送概要」の内容に反する見積書
- イ 見積者の記名押印のない見積書
- ウ 貸付料率の記入がない見積書
- エ 貸付料率を訂正した見積書
- オ 件名又は貸付場所のいずれかが公募公告と一致しない見積書
- カ 件名又は貸付場所のいずれかが記載されていない見積書
- キ 押印された印影が明らかでない見積書
- ク 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印がない見積書
- ケ 見積書の貸付料率、氏名等の誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書
- コ 持参、電話、FAX又はインターネットにより提出された見積書
- サ 同一の案件において同一人がした2つ以上の見積書（代理人の場合も含む）
- シ 公募執行職員の指示に従わない等、公募会場の秩序を乱したものが提出した見積書
- ス 公募公告において示した書類を提出しない者が提出した見積書
- セ 事後審査に必要な書類を期限までに提出しない者が提出した見積書
- ソ 「19 公募参加資格審査書類の提出」に示す公募参加資格審査申請書（様式第7号）等の提出書類に虚偽の記載を行った者が提出した見積書
- タ 談合その他不正行為があったと認められる見積書

- チ 明らかに連合と認められる見積書
- ツ 設置予定業者が入札参加停止措置等を受けたとき、当該設置予定業者が提出した見積書
- テ その他公募の条件及び公告に示す事項に反した者が提出した見積書

## 18 設置予定業者の選定等

### (1) 設置予定業者の選定

市が定める予定貸付料率以上で最高の割合の貸付料率をもって有効な見積書の提出をした者を設置予定業者として選定する。

### (2) くじ

見積書の開封の結果、設置予定業者となるべき同じ割合の貸付料率の見積りをした者が2人以上あるときは、くじ引きにて設置予定業者及び順位を決定する。なお、同じ割合の貸付料率の見積りをした者が見積書の開封に立ち会っていないときには、当該公募事務に関係のない職員に、くじを引かせ、設置予定業者及び順位を決定するものとする。

## 19 公募参加資格審査書類の提出

### (1) 公募参加資格審査に係る提出書類

見積書の開封終了後、設置予定業者として選定された者は、次の書類を提出期限までに提出すること。

|   | 提出書類名称                                                 |
|---|--------------------------------------------------------|
| ア | 公募参加資格審査申請書（様式第7号）                                     |
| イ | 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）                                |
| ウ | 印鑑証明書（写し可）                                             |
| エ | 桶川市が発行する法人市民税（直近1事業年度分）の納税証明書                          |
| オ | 申告先の税務署が発行する納税証明書その3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明） |
| カ | 設置実績報告書（様式第8号）                                         |
| キ | 課税事業者届出書又は免税事業者届出書                                     |
| ク | 設置する予定の自動販売機カタログ                                       |

※ イ、ウ、エ、オについては、発行後3か月以内のものとする。

※ エについては、桶川市内に本店、支店、営業所等の事業所がある者のみ対象とする。

### (2) 資格審査書類の提出期限

令和7年2月26日（水）（予定）

### (3) 提出場所

桶川市役所庁舎 4 階（桶川市泉一丁目 3 番 2 8 号）

桶川市 総務部 契約管財課 契約・管財係

(4) 提出方法

提出期間内に、提出場所に直接持参とする。

2 0 公募参加資格審査と設置予定業者の決定

提出された公募参加資格審査申請書（様式第 7 号）等に基づき、設置予定業者について、公募参加資格を満たしているか否かの審査を行い、満たすことが確認されたら設置予定業者として決定する。

(1) 設置予定業者の決定日

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）（予定）

(2) 設置予定業者決定通知

設置予定業者の決定日に、書面（様式第 1 0 号）にて、設置予定業者に通知する。

(3) 公募結果の公表

契約締結日以降、次の事項について市のホームページに掲載するとともに、総務部契約管財課で公表する。

ア 公募に参加した事業者名と貸付料率

イ 契約した事業者名と貸付料率

ウ その他公募における特記事項

(4) 公募参加不適格通知

選定された設置予定業者が公募参加資格を有すると認められなかった場合は、公募参加不適格通知書（様式第 9 号）にその理由を明記して通知する。

2 1 契約

(1) 契約については、借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）第 3 8 条の規定に基づく賃貸借契約であり、賃貸借期間満了時において更新はしない。

(2) 契約締結日は、令和 7 年 3 月 5 日（水）（予定）とし、同日までに、別添の自動販売機設置場所賃貸借契約書（案）に記名押印の上、市に提出するものとする。

(3) 賃貸借契約は公募参加者名で行う。

(4) 契約保証金は、免除する。

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

2 2 設置予定業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消すものとする。

ア 指定期日までに、契約書が提出されなかったとき。

イ 応募した提案内容に虚偽の報告があったとき。

ウ 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき。

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により設置事業者として相応しくないと本市が判断したとき。

- (2) (1)により、設置予定業者の決定を取り消したとき及び設置予定業者が契約を締結しないときは、次点の者と随意契約交渉を行う。

## 2 3 その他

- (1) 本書に定めのない事項については、地方自治法、施行令、桶川市契約規則、桶川市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによるものとする。

- (2) 提出された公募参加資格審査確認書類等については、返却しない。

- (3) 公募参加者は、公募終了後、本件に関する広告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (4) 公募を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、公募の執行を延期し又は、取り止めることができる。

## 2 4 問い合わせ先

桶川市役所庁舎 4 階（桶川市泉一丁目 3 番 2 8 号）

桶川市 総務部 契約管財課 契約・管財係

電 話：0 4 8－7 8 6－3 2 1 1（代表）

F A X：0 4 8－7 8 6－9 8 6 6